

令和7年6月12日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めるので、本年6月19日（木）までに別紙により回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和7年5月27日（火）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和7年5月30日（金）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

裁判官から法務省への出向者のうち、どの裁判官を検事一級とし、どの裁判官を検事二級とするかの基準が書いてある文書（最新版）

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

上記3について、法務省本省では請求の趣旨に該当する行政文書を作成又は取得しておらず、又は保存期間満了により既に廃棄済みのため、保有しておりません。

したがって、このまま請求を維持された場合、行政文書の不存在を理由とする不開示決定がなされることが見込まれます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか別紙にて回答願います。

5 開示請求手数料について

上記4の請求を維持される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります（ただし、行政文書の不存在による不開示決定が見込まれます。）。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、行政文書開示請求書及び収入印紙300円分を返戻いたします。

別 紙

回 答 書

令和 年 月 日
氏名

令和7年6月12日付け「行政文書開示請求について（意思確認）」について、
以下のとおり、回答します。

※□にチェックを入れて回答願います。

- 本件開示請求を維持する（ただし、行政文書の不存在による不開示決定が見込まれます。）。
- 本件開示請求を取り下げる。